第14号様式（第８条関係）
（そ の 1）

（令和 7 年分）

# 収 支 報 告 書

| 政治団体の区分 | |
|---|---|
| □ 政党 | □ 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体 |
| □ 政党の支部 | ☑ その他の政治団体 |
| □ 政治資金団体 | □ その他の政治団体の支部 |

（ふりがな） さのあつよしこうえんかい

1 政治団体の名称 佐野あつよし後援会

| 活動区域の区分 | |
|---|---|
| □ ２以上の都道府県の区域等 | ☑ 同一の都道府県の区域内 |

2 主たる事務所の所在地 三島市加屋町4番35号

3 代表者の氏名 風間浩

4 会計責任者の氏名 根津勝人

| 資金管理団体の指定の有無 | 国会議員関係政治団体の区分 |
|---|---|
| □ 有 | □ 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体 |
| ☑ 無 | □ 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体 |
| 公職の種類 ＿＿＿＿ | 公職の候補者の氏名 ＿＿＿＿ |
| ＿＿＿＿ | 公職の種類 ＿＿＿＿ |

選挙管委
-7.8.25
第8639号
R7年届年版.

事務担当者の氏名 風間浩

（電話番号） 055-975-2057

| 資金管理団体の指定の期間 | 国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間 |
|---|---|
| 平成 年 月 日から | 平成 年 月 日から |
| 平成 年 月 日まで | 平成 年 月 日まで |

入力済

（そ の 2）

（令和７年分）

# 収 支 の 状 況

1 収支の総括表

| | | |
|---|---|---|
| 収入総額 | | 十億 百万 千 円<br>1,871 |
| | （前年からの繰越額） | 1,871 |
| | （本年の収入額） | 0 |
| 支出総額 | | 0 |
| 翌年への繰越額 | | 1,871 |

2 収入項目別金額の内訳

| | |
|---|---|
| (1) 個人の負担する党費又は会費 | |
| 金額 | 十億 百万 千 円 |
| 員数 | 人 |

| (2) 寄附 | | |
|---|---|---|
| ア 寄附（イを除く。）の区分 | 金額 | 備考 |
| (ｱ) 個人からの寄附 | 十億 百万 千 円<br>0 | |
| (ｲ) 法人その他の団体からの寄附 | 0 | |
| (ｳ) 政治団体からの寄附 | 0 | |
| 小計 (ｱ)+(ｲ)+(ｳ)= ア | 0 | |
| （寄附のうち寄附のあっせんによるもの）（内書） | | |
| イ 政党匿名寄附 | 0 | |
| 合計（ア＋イ） | 0 | |

（そ の 17）

# 資 産 等 の 状 況

（令和 7 年分）

| 資産等の有無 | | | |
|---|---|---|---|
| 資産等の項目別区分 | 有 | 無 | 備考 |
| ア 土地 | □ | ☑ | |
| イ 建物 | □ | ☑ | |
| ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権 | □ | ☑ | |
| エ 取得の価額が100万円を超える動産 | □ | ☑ | |
| オ 預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。） | □ | ☑ | |
| カ 金銭信託 | □ | ☑ | |
| キ 有価証券 | □ | ☑ | |
| ク 出資による権利 | □ | ☑ | |
| ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金 | □ | ☑ | |
| コ 支払われた金額が100万円を超える敷金 | □ | ☑ | |
| サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利 | □ | ☑ | |
| シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金 | □ | ☑ | |

※有無について□して下さい。

（そ の 20）

# 宣　　誓　　書

（令和 7 年分）

添付書類（別添のとおり）

1　領収書等の写し

2　監査意見書（政党本部及び政治資金団体に限る。）

3　政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 7 年　3 月　31 日

政治団体の名称　：　**佐野あつよし後援会**

会計責任者の氏名　：　**根津勝人**

（解散届と併せて提出する時のみ記入）

（代表者の氏名　：　**風間浩**

※　「会計責任者の氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名の場合は必ず会計責任者本人が自署すること。

※　解散届と併せて提出する収支報告書の場合は、「代表者の氏名」も記名押印又は署名することとし、署名の場合は必ず代表者本人が自署すること。